

国民健康保険・後期高齢者医療に加入の皆さんへ重要なお知らせです。

交通事故など**第三者行為**による ケガなどの**治療**で被保険者証を使った時は 『**市町等への連絡**』と 『**届出**』をお願いします

第三者行為（交通事故・他人のペットに咬まれた・
傷害行為・食中毒など）によるケガなどの治療で
被保険者証を使ったときは、お住まいの市区町
または国保組合の窓口へ届出が必要です。



たとえば
**交通事故で
ケガ**



たとえば
**他人のペットに
咬まれた**



たとえば
傷害行為



たとえば
**飲食店で
食中毒に**

医療機関の窓口で支払った一部負担金以外の医療費は、保険者（市町・国保組合・後期高齢者医療広域連合）が一時的に立て替え、相手（損保会社等）に請求します。届出がないと、保険者の負担が増加し、保険料（税）の増額につながる場合がありますので、お住いの市区町、国保組合の窓口へ届出が必要です。

交通事故など第三者行為に該当する場合は、

まずは、**加入する保険者の窓口** にお問い合わせください。



第三者行為に関する

Q&A

Q1 第三者行為とは？

A1 交通事故、傷害行為、食中毒など、第三者(加害者)からの故意または過失によって生じるものです。

Q2 「届出」は誰が行うの？

A2 国民健康保険では、被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員が届出を行います。後期高齢者医療では、被保険者証を使った方が届出を行います。なお、損害保険会社において届出を代行できる場合があります。

Q3 なぜ届出が必要なの？

A3 交通事故など第三者行為により負傷した場合、その医療費は加害者側が負担することになります。被保険者証を使用した場合は、治療費などの一部を市町・国保組合・後期高齢者医療広域連合が立替えて支払うことになります。このため、後から、加害者に対して立替えた額を請求するためには、加害者の氏名や住所などの情報が必要となるため届出を行っていただく必要があります。

届出に必要な書類等

届出に必要な書類等については、加入する保険者(市町または国保組合)にお問い合わせください。

届出・問い合わせ先

◎ 市 町

国民健康保険

後期高齢者医療

広島市	保険年金課	TEL 082-504-2157	保険年金課	TEL 082-504-2158
中区	保険年金課	TEL 082-504-2555	大手町 平和ビル内	TEL 082-504-2570
東区	保険年金課	TEL 082-568-7711	東区総合 福祉センター内	TEL 082-568-7730
南区	保険年金課	TEL 082-250-8941	南区役所 別館内	TEL 082-250-4107
西区	保険年金課	TEL 082-532-0933	西区地域 福祉センター内	TEL 082-294-6218
安佐南区	保険年金課	TEL 082-831-4929	安佐南区総合 福祉センター内	TEL 082-831-4941
安佐北区	保険年金課	TEL 082-819-3909	安佐北区総合 福祉センター内	TEL 082-819-0585
安芸区	保険年金課	TEL 082-821-4910	安芸区総合 福祉センター内	TEL 082-821-2808
佐伯区	保険年金課	TEL 082-943-9712	佐伯区役所 別館内	TEL 082-943-9729
呉市	保険年金課	TEL 0823-25-3154	保険年金課	TEL 0823-25-3156
竹原市	市民課	TEL 0846-22-7734	市民課	TEL 0846-22-7734
三原市	保険医療課	TEL 0848-67-6050	保険医療課	TEL 0848-67-6056
尾道市	保険年金課	TEL 0848-38-9142	保険年金課	TEL 0848-38-9135
福山市	保険年金課	TEL 084-928-1054	保険年金課	TEL 084-928-1411
府中市	市民課	TEL 0847-44-9145	市民課	TEL 0847-44-9145
三次市	市民課	TEL 0824-62-6134	市民課	TEL 0824-62-6134
庄原市	保健医療課	TEL 0824-73-1158	保健医療課	TEL 0824-73-1155
大竹市	保健医療課	TEL 0827-59-2141	保健医療課	TEL 0827-59-2141
府中町	保険年金課	TEL 082-286-3236	保険年金課	TEL 082-286-3154
海田町	住民課	TEL 082-823-9206	長寿保険課	TEL 082-823-9609
熊野町	税務住民課	TEL 082-820-5604	税務住民課	TEL 082-820-5604
坂町	保険健康課	TEL 082-820-1504	保険健康課	TEL 082-820-1504
江田島市	保健医療課	TEL 0823-43-1639	保健医療課	TEL 0823-43-1639
廿日市市	保険課	TEL 0829-30-9159	保険課	TEL 0829-30-9160
安芸太田町	住民課	TEL 0826-28-2116	住民課	TEL 0826-28-2116
北広島町	町民保健課	TEL 0826-72-7353	町民保健課	TEL 0826-72-7353
安芸高田市	保険医療課	TEL 0826-42-5619	保険医療課	TEL 0826-42-5619
東広島市	国保年金課	TEL 082-420-0933	国保年金課	TEL 082-420-0933
大崎上島町	保健衛生課	TEL 0846-62-0303	保健衛生課	TEL 0846-62-0303
世羅町	健康保険課	TEL 0847-25-0134	健康保険課	TEL 0847-25-0134
神石高原町	福祉課	TEL 0847-89-3320	福祉課	TEL 0847-89-3320

◎ 国民健康保険組合

広島県
医師国民健康保険組合

TEL 082-258-3177

広島県
歯科医師国民健康保険組合

TEL 082-261-1718

広島県
建設国民健康保険組合

TEL 082-291-5894



詳しくは

広島県 第三者行為 [Q 検索](#)